

短期利用特定施設入居者生活介護 運営規程

(本規程の目的)

第1条 この規程は、短期利用特定施設入居者生活介護（以下「短期利用特定施設」という。）の運営に当たって、短期利用特定施設利用契約（以下「短期利用契約」という。）第3条の規定により、事業の運営について重要な事項を定め、事業者が円滑なサービス提供を行うことを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業者は利用者に対し、短期利用契約第4条に定めるサービスを介護保険法令等に従って適切に提供します。

- 2 事業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 3 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し、あらかじめ同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って、個人情報の管理等に努めます。

(従業者の職種、員数及びサービス内容)

第3条 短期利用特定施設に勤務する従業者の職種、員数及びサービス内容は「重要事項説明書」、「介護サービス等の一覧表」に示します。

(利用料及びその他の費用の額)

第4条 短期利用特定施設の利用料、その他利用者が負担する費用の額は「要介護認定等に伴う確認書」に示します。

(ホームの利用に当たっての留意事項)

第5条 短期利用特定施設であるホーム内の利用に当たっては、当該有料老人ホーム入居契約の管理規程における「居室等の使用細則」、「共用施設等の利用細則」を準用します。

(緊急時等における対応)

第6条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡をとり、適切な対応を行います。

(非常災害対策)

第7条 災害等が発生した場合は防災計画に従い、利用者の避難等について適切な処置を講じます。

(その他運営に関する重要な事項)

第8条 その他運営に関する重要事項として、短期利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。

- 2 この規定に定める事項の他に、サービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者は利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図り、問題の解決に当たります。

附 則

この規定は、令和5年5月1日から施行する。